

防災に関すること

災害・環境対策特別委員会資料
令和5年1月25日
防災まちづくり部防災課

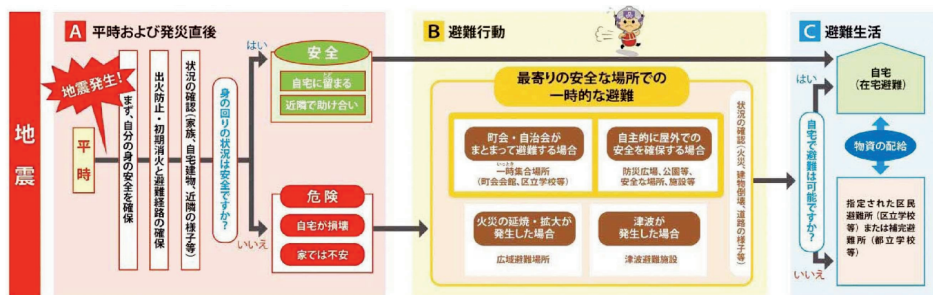
1 避難の考え方（地震編）

・地震は発災前に一般的に予兆を捉えられず、事前の被害回避行動がとれないため、事前の備えや避難計画を立てておく必要があります。

【避難所】運営主体：防災区民組織・区・施設管理者

・一時集合場所、区民避難所：52か所、補完避難所、広域避難場所

地震発生時の避難の流れ



※在宅避難者・・・住居等の被害を受けるが、住居から避難しない人のこと
・環境変化による体調不良防止・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅避難を推奨

3 避難所・避難場所等について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、新型コロナ等のリスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。

①一時(いつとき)集合場所 ・避難を行う場合に、防災区民組織（町会・自治会）単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所のことをいう。	④広域避難場所 ・大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースのことをいう。
②区民避難所 ・災害対策基本法に基づき定め、自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設をいう。	⑤自主避難施設 ・区内に被害をもたらすような台風の直撃等に際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設をいう。
③福祉避難所 ・区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難で、あらかじめ指定した避難行動要支援者を受け入れる施設のことをいう。	⑥避難場所(目黒川氾濫・高潮・多摩川氾濫・土砂災害) ・災害対策基本法に基づき災害の事象ごとに定め、避難指示の発令等に際し、危険を回避するために一時的に避難者を受け入れる場所をいう。

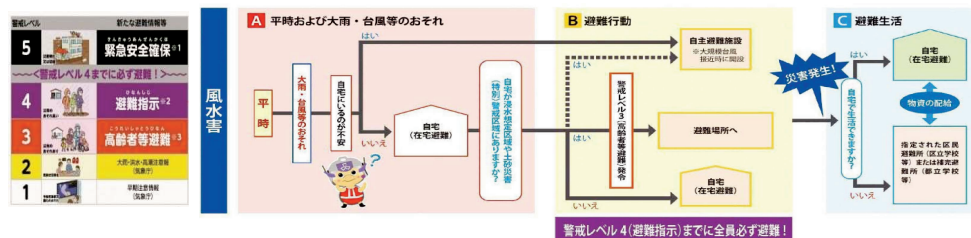
2 避難の考え方（風水害編）

・風水害は予兆を捉え、予警報の発信や避難誘導を初めとする被災回避行動をとれます。しっかりと情報を捉え、行動しましょう。

【自主避難施設・避難場所】※運営主体：原則、区が運営する。

- ・避難場所：土砂災害/5箇所・目黒川氾濫/9箇所・高潮/12箇所・多摩川氾濫/3箇所
- ・自主避難施設：15箇所
- ・被害状況等に応じて、震災時における区民避難所等を開設する。

【避難基準】 風水害発生時の避難の流れ



4 要配慮者支援の取り組み

● 品川区要配慮者全体計画の改定検討

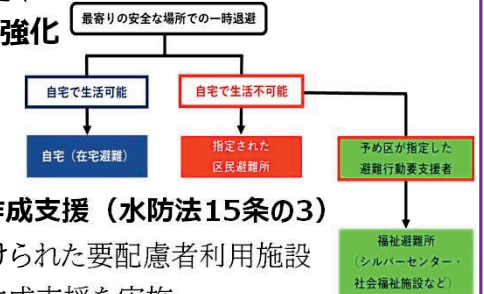
・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定を受け、今後、区の全体計画の改定を検討

● 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

・直接避難は個別避難計画に基づき策定中 【避難行動要支援者のフロー】

● 防災区民組織と福祉関係者の連携強化

・防災区民組織の支援体制を強化するため、福祉関係者等との連携に関する検討会や避難誘導訓練を実施



● 要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援（水防法15条の3）

・令和3年度に避難確保計画が義務付けられた要配慮者利用施設の管理者に対し、計画作成会を開催し、作成支援を実施。

○防災訓練

1 防災訓練の考え方

防災訓練は、「自助」「共助」に基づく区民や事業所主体の訓練と「公助」に基づく区職員主体の訓練で構成される。時節に応じた各種訓練を実施することで防災意識を高め、継続的に訓練を積み重ねることで、抽出された様々な課題に改善を加え、災害対応力の向上を図っていく。

2 防災訓練の実施計画等

